

第6回「幼保一体化」ワーキングチームへ向けて（追加意見） ～ こども園(仮称)に求められる必要条件について ～

(社)全国私立保育園連盟
常務理事 菅原 良次

《要 旨》

こども園（仮称）の創設に向けては以下のことが必要であると考えます。

- (1) 「応諾義務」を原則とすること。
- (2) 「公定価格」を原則とし、万一上乗せ徴収を検討する場合も、必ず上限を定めること。低所得者に対して、補足的な給付を行うこと。
- (3) 養護と教育の提供は、年齢で区分することなく、とくに0歳から就学前、小学校までを視野にした発達や生活、学びの連続性を踏まえて実施できる機能を持たせること。

第6回「幼保一体化」ワーキングチームへ向けて(追加意見)
～ こども園(仮称)に求められる必要条件について ～

(社)全国私立保育園連盟
常務理事 菅原 良次

・幼保一体化の目的の具体化としてのこども園(仮称)の位置づけ

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱(H22.6.29 少子化社会対策会議決定)
【目的】子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現
すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
出産・子育て・就労の希望がかなう社会
仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

上記を踏まえ幼保一体化の目的については下記のように取りまとめられている

「幼保一体化の目的について(案)」(H22.1.16 第3回幼保一体化WT)ワーキングチーム資料
世界に誇る質の高い幼児教育・保育を希望する全ての子に
支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる施設においての支援を受けられるように
男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就業率の向上や多様なニーズに対応する
保育の量的拡大を図るために

・こども園(仮称)に求められる必置機能と必要条件等について(別添図を参考)

上記の目的を十分踏まえた上で、新たなこども園(仮称)に求められる必置機能と必要条件等については概ね下記の事項が求められる。

(1) 「応諾義務」を原則とすること。

- ・基本的に「利用希望者の選択により、市町村が定める客観的基準に基づく保育の必要性が認定された」場合、施設は応諾義務が課せられていることを基本とする。
- ・仮に「入園希望者が定員を上回る場合」「建学の精神に基づく入園児の選考を認める」について等の一定の条件を前提に「応諾義務を負わなくともよい」とする等の考え方については、「応諾義務」規定の拡大解釈により実質的にあいまいになることが危惧される点、また利用者に向けて差別と区別を持ち込む危険性もある等、慎重な検討と詳細な規定等が必要となると考えられる。

(2) 「公定価格」を原則とし、万一上乗せ徴収を検討する場合も、必ず上限を定めること。低所得者に対して、補足的な給付を行うこと。

- ・「公定価格」を原則とすべきであり、万一上乗せ徴収を検討する場合も、経済的な理由により「こども園(仮称)」を選択できない等とならないように、徴収額に必ず上限を設けるべきである。仮に「上限のない上乗せ徴収」は、保育の「市場化」となり、セイフティネットとしての福祉と社会保障の役割を否定するものとなる。
- ・事業費+人件費+管理費+施設整備費等を包括した「公定価格」は、仮に入学金や上乗せ徴収を行わなくとも、こども園(仮称)として質の高い幼児教育・保育の提供を行うことができる水準・内容で

設定される必要がある。

- ・また上乗せ徴収の内訳について、たとえ情報を開示する等の方法を講じたとしても、子どもの発達に沿わない過度の教育が行われる恐れとむしろ市場競争の激化を促進させることが容易に予想される。
- ・「付加的な教育と保育」は本来「料金」で競うべきではなく、第三者評価や地域住民・利用者の主体的評価、判断で行われるのが本質である。
- ・この点については、既に「幼保一体給付（仮称）について（案）〔具体的制度設計〕」（基本制度ワーキングチーム（第6回）（H22.12.6）資料1 P26 H22.11.4基本制度ワーキングチーム（第3回）資料1-2）の補足説明（上乗せ徴収及び入学金については、利用者に対して費用根拠を明確にし適切な上限を定める。低所得者に対して、補足的な給付を行う。）を踏まえる必要がある。

(3) 養護と教育の提供は、年齢で区分することなく、とくに0歳から就学前、小学校までを視野にした発達や生活、学びの連続性を踏まえて実施できる機能を持たせること。

- ・「教育・保育の定義について補足資料（案）」（H22.12.13第3回こども指針（仮称）ワーキングチーム資料P4指針上の取扱い案（イメージ図））の説明のように「養護と教育」は「画然と分けられるものではないが、子どもの年齢や発達によって、それぞれの比重は異なる」ものであり、「年齢で区分されることなく」、子どもの年齢や生活、とくに0歳から就学前、小学校までを視野にした発達や学びの連続性を踏まえて実施できる機能を保障することが重要である。
- ・さらに、これまで保育所は、乳児期から就学前まで一貫した保育（養護と教育を一体的に行うこと）によって、子どもの成長を支えてきた機能を担ってきている。
- ・今後の「幼保一体化の進め方について」仮に「保育所は、3歳未満児のみを対象とする施設とする」ような考えと位置づけになれば、上記の理由から大変矛盾しており、新システム全体に及ぼす影響が危惧される。理念上の課題も残り、こども指針（仮称）の今後の検討への影響も懸念される。
- ・なお、昨年度の幼稚園の廃園、休園は251園、昨年度保育所へ新たに入所した児童は3万9千名であり、保育所への待機児童数は2万6千名（H22.4.1現在）であり、こうした現状の実態を踏まえて慎重に検討する必要がある。

・こども施設（仮称）と指定制に求められる機能と条件等について（別添図を参考）

- (1) 保育の量的拡大のため「客観的基準を満たした施設」や「保育ママ等多様な保育事業」に対する「指定」を行い財政措置（公的補助）を行うことについては基本的に理解されるが、とくに「指定」の基準の遵守と行政の立ち入り調査や、情報開示を義務付けることが大切である。
- (2) また、既に先行して実施に移行しつつある「待機児童ゼロ特命チーム「先取り」プロジェクト」における最低基準を満たした認可外保育施設の認可への移行等、指定制の導入と併せて、以降もできる限り認可「こども園（仮称）」へ移行できるような施策の推進が求められる。

(参考)

・こども園(仮称)に求められる必置機能と必要条件等について

「こども施設(仮称)」により「一体化」された上に「こども園(仮称)」が成立

こども園(仮称)	
社会保障・セイフティネット機能	事業費+人件費+管理費+施設整備費等を包括した公定価格設定 (注1)万一上乗せ徴収等について検討される場合は、利用者に対して費用根拠を明確にし適切な上限を定める。低所得者に対して、補足的な給付を行う等のことが必要。 応諾義務を付与
学校教育法上の幼児教育機能	幼児教育 必須実施
児童福祉法上の保育(養護と教育)機能	小規模保育、短時間、早朝、夜間、休日、病児・病後児、障害児受入れ等各種特別保育事業の実施 選択実施
	8～11時間の常態的保育事業 必須実施
上記の各種(指定)実施事業 + 機能をフルスペックによる「認可」施設	

「幼保一体給付(仮称)について (案) [具体的制度設計]」(基本制度ワーキングチーム(第6回)(H22.12.6)資料1 H22.11.4
基本制度ワーキングチーム(第3回)資料1-2) P26 参考

・こども施設(仮称)に求められる機能と条件等について

具体的には幼稚園、多様な保育サービス等が想定される。

こども施設(仮称)												
社会保障・セイフティネット機能	それぞれの特性に応じた指定類型・基準を設定。 それに基づいた事業費+人件費+管理費+施設整備費等の包括された公定価格設定 (注1)万一上乗せ徴収等について検討される場合は、利用者に対して費用根拠を明確にし適切な上限を定める。低所得者に対して、補足的な給付を行う等のことも必要。 応諾義務を基本											
学校教育法上の幼児教育機能 児童福祉法上の保育(養護と教育)機能	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">幼児教育機能</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">左記機能の選択実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小規模保育機能</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">短時間保育</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">早朝保育</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間保育</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">休日保育</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">病児・病後児保育</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害児保育</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">ets.各種事業</td> </tr> </table>	幼児教育機能	左記機能の選択実施	小規模保育機能	短時間保育	早朝保育	夜間保育	休日保育	病児・病後児保育	障害児保育	ets.各種事業	
幼児教育機能	左記機能の選択実施											
小規模保育機能												
短時間保育												
早朝保育												
夜間保育												
休日保育												
病児・病後児保育												
障害児保育												
ets.各種事業												
上記の「指定制」に基づく各種事業(機能)を選択実施												